

一般名処方加算について

当院では、厚生労働省が推進する「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進」と「医薬品の安定供給対策」の一環として、医薬品の成分名に基づいた「一般名処方」を行っています。

一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要なお薬をより安定してご提供できるよう努めるとともに、医療費の適正化にも貢献しています。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」で処方箋を作成する方法です。これにより同じ成分を含む複数のお薬から選ぶことができ、安定した供給が可能になります。

令和7年5月

りゅうと  こどもクリニック